

1	令和7年度 第11回厚真町農業委員会総会議事録
	令和8年2月27日（金） 午前9時30分から
2	令和7年度 第11回厚真町農業委員会総会を総合福祉センター青年室に招集する。
3	出席委員 14名（定員14名） 会長 14番 小谷和宏 職務代理 13番 高橋有悦 委員 1番 早坂信一 2番 岡嶋修司 3番 藤本裕一 4番 上田輝美 5番 中島純一 6番 中島広幸 7番 長谷川和司 8番 斉藤 仁 9番 澤田和博 10番 工藤英暢 11番 安田久美子 12番 米澤慶一
4	議事日程 第1 議事録署名委員の指名 第2 会期の決定 第3 諸般の報告 第4 農業者年金業務報告 第5 報告第1号 各諸証明の発行 第6 報告第2号 農用地あっせん 第7 議案第1号 実勢賃借料の情報提供 第8 議案第2号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認 第9 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請 第10 議案第4号 厚真町農業振興地域整備計画の変更 第11 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案 第12 農地移動適正化あっせん委員の指
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長 奥井主事、柿崎主事
事務局（大垣局長）	ただ今から、令和7年度 第11回総会を開催いたします。 開催にあたりまして、小谷会長よりご挨拶を申し上げます。
議長	【会長挨拶】
事務局（大垣局長）	本日の出席委員は、14名中14名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は小谷会長にお願いいたします。
6	議 事
議長	これより、議事に入ります。（午前9時30分） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 厚真町農業委員会会議規則第12条第1項の規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】

議長	それでは、澤田委員、工藤委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、奥井主事、柿崎主事を指名いたします。
議長	日程第2 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。
議長	日程第3 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長	日程第4 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	本日配布の、農業者年金処理台帳をご覧ください。 2月分の処理状況でございますが、 受付番号7番 任意脱退申出書 1件。 受付番号8番及び11番 死亡関係届出書 2件 受付番号9番～10番 住所変更届出書 2件 受付番号12番～14番及び17番～19番 被保険者資格喪失届出書 6件 受付番号15番 旧制度の農業者老齢年金裁定請求書 1件 受付番号16番 新制度の農業者老齢年金裁定請求書 1件 受付番号4番 経営移譲年金加算額が支給停止事由該当届 受付番号4番について説明いたします。 こちらは昨年農地を■■氏へ売買する際、経営移譲年金の加算額が支給停止になることを説明し、こちらは同意を得た上、売買を行いました。 年金の届出としては、1年以内に特定譲受借へ処分出来なかった場合、経営移譲年金加算額支給停止事由該当届を提出することになっているため、こちらの手続きを進めておりましたが、当初は基金へ送付後、基金担当者から連絡があり、処分できているので、提出の必要はないとご連絡があったため、返戻がありました。 ここまでは前回の総会でも報告させていただきましたが、その後基金担当者から連絡があり、もともと■■さんと■■さんは賃貸借をしていましたが、H18.4.1～H28.3.31で10年契約をしており、H28.3の総会でH28.4～R8.3.31の10年の更新を行いました。基金からの連絡ではこの更新時点で■■さんが60歳以上であったため、H28.4時点で加算額が支給停止になっているとのことでした。 つきましては、今基金の方で、遡って金額を算出してもらっていますが、多く支払っているということになるので、今後の年金額にその額を充当し、返還していくような流れになるようです。 ■■さんの方へは金額及びスケジュールが確定しましたら、ご説明にいく予定になっています。以上で、報告を終わります。
議長	ただいまの報告ですが、誰の責任というわけではないんですが、■■さんは平成14年頃から経営移譲年金を受け取っております。 こういう事例はいままでありませんでした。 60歳を超える人に賃貸すると加算額が支給停止になるということが当時の事務局や売買する際にお伝え出来なかった 私も含めて事務局と■■さんへ納得して頂けるよう、詳しく説明したいと考え

	ています。 売買の書類を提出した際に■■さんの生年月日が記載されており、その際に60歳を超えて売買しているということが判明して基金の方から停止にしますと連絡があったということで、稀な事例であります。 僕も20年以上農業委員をやっていますがはじめての経験です。 この運用でやっていきますと、5月の支給分から支給停止になり、3～4年間程、年金が停止されます。その間に万が一亡くなったりしますと、娘さん達が支払いをしなければならないということもあるので、一時払いして頂き、娘さんたちに影響のないような説明をしていきたいと考えております。
	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、「農業者年金業務報告」は、報告のとおりといたします。
議長	日程第5 報告第1号「各諸証明の発行」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 各諸証明の発行について 厚真町農業委員会処務規程第4条第1項の規定により下記のとおり発行したので、報告する。 令和8年2月27日提出厚真町農業委員会会長 証明番号16番、18番、20～21番 営農証明4件 証明番号17番 現況証明1件 証明番号19番 耕作証明1件を記載の通り発行しております。申請人につきましても、右に記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	ありがとうございます。これより、報告第1号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第1号「各諸証明の発行」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第6 報告第2号「農用地あっせん」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
	報告第2号 農用地あっせんについて 次のとおり農用地あっせんを実施したので報告する 令和8年2月27日 厚真町農業委員会会長 1番 申出人 ○○ ■■ 申出日 令和7年12月3日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 藤本委員、中島純一委員、安田委員を令和7年12月23日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在 ○○番○ 以下5筆記載のとおりです。 地目 田 地積 5筆合計 101,939㎡ 相手方 豊沢 ■■ あっせん月日 令和8年2月13日 あっせん結果は不成立となっております。 こちらは今後、1500万円の控除がある、買入協議を行い貸付けタイプとして公社へ処分後、数年間の貸付けを行います 以上で説明を終わります。

議長	事務局の説明が終わりました。 ここで、あっせんについて補足説明を求めます。 1 番を藤本委員お願いします。
藤本委員	■■さんの土地につきましては、昨年から話しがあり、二転三転しております。 以前は〇〇の■■さんが牧草地として賃貸していましたが、規模縮小するという事で話しが出てきておりました。 〇〇地区の大きい面積が〇〇地区の■■さんが購入することになった経緯につきましては、この土地は基盤整備は終わってはいるんですけども、決して条件の良い土地ではありません。 昨年大雨の時もですね、ほぼ水没したような条件の土地でありまして、〇〇農事組合にも話しは通っていますが、〇〇地区では誰も手をつけられないということをおっしゃって、■■さんが全部一緒であれば購入したいということで、この運びになりました。 不成立というのは面積が大きいためどう考えても大きい金額になるため、1,500 万円までの控除が使用できる貸付け事業での売買ということになります。 単価的には若干低めの単価になるかと思いますがよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。これより、報告第 2 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第 2 号「農用地あっせん」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第 7 議案第 1 号「実勢賃借料の情報提供」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 3 ページでございます。 議案第 1 号 実勢賃借料の情報提供について。 農地法第 52 条の規定により令和 6 年分の賃借料情報を提供する。 令和 8 年 2 月 27 日提出、厚真町農業委員会会長。 農地法第 52 条でございますが、情報の提供等ということで、農業委員会は農地の保有及び利用の状況、借賃等の情報その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとされております。 記としまして、令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までに公告された、賃貸借における賃貸料 10a あたりでございまして、別紙をご覧ください。 4 ページでございます。 厚真町賃借料情報、令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までに締結された、賃貸借における賃貸料水準は、以下の通りとなっております。 まず 1 番、田の部でございますが、締結された地域 厚真町全域で、平均額につきましては、10a あたり 13,300 円。 最高額 15,000 円、最低額 6,000 円でございます。 データ数につきましては、299 筆でございました。 続いて 2 番、畑の部でございますが、締結された地域 厚真町全域。 平均額で 10a あたり 5,100 円。 最高額 7,000 円、最低額 2,000 円。 データ数につきましては、86 筆となっております。 以上の通り情報提供をするものとしております。 以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございます。それでは、議案第 1 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。

	3 月中に三役と農地部会で会議を開いて畑地化された単価というのをある程度示していかなければ、いけないのではないかと考えています。 産地交付金があたらない土地ということで、大体がその辺りの数字で持っていけば値段が出てくるかと思うのですが、公表はなかなかできないと思いますが、こういった土地があるよということを明記したなかで、農業委員会であればこのくらいの価格というのをここには表示はしませんが、田んぼの賃貸料とは異なる場合があるということ位を明記して、農地部会と三役である程度の価格というのを定めておくべきではないかと考えています。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第 1 号について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第 1 号「実勢賃借料の情報提供」については、原案のとおり可決されました。
事務局(奥井主事)	日程第 8 議案第 2 号 「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」1～12 番を議題といたします。
	議案書 5 ページでございます。 議案第 2 号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について。 農地法第 18 条第 6 項の規定により、通知のあった合意解約について、同法第 18 条第 1 項の許可を受けることを要しないものであるかどうか、審議を求める。 令和 8 年 2 月 27 日提出、厚真町農業委員会会長。 農地法第 18 条第 1 項の許可でございますが、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約などの通知を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。但し、知事の許可を必要としない要件に該当する場合は、この限りではないとなっております。その要件として、合意による解約が農地の引き渡し前の 6 カ月以内に成立した合意によって行われる場合は、知事の許可を必要としないとなっております。 本文に戻ります。 1 番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○ ■■■ 所在、朝日 368 番 1 以下 2 筆 記載のとおりでございます。 面積 2 筆 合計 37,244 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 2 月 2 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 2 月 27 日でございます。 2 番から 10 番についてまとめて説明いたします。 賃借人 東和 ■■■ 賃貸人 2 番～10 番にかけて記載の通りです。 所在及び面積、解約年月日、引渡し時期については記載の通りです。 11 番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○番○以下 4 筆 記載のとおりでございます。 面積 4 筆 合計 23,250 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 2 月 16 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 2 月 27 日でございます。 こちらは、促進計画に全て切り替えるための解約でございます。

事務局(奥井主事)	12 番、賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○市 ■■ 所在、○○番 記載のとおりでございます。 面積 26,959 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 2 月 18 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 2 月 27 日でございます。 こちらは、規模縮小による解約でございます。 以上のことから、農地法第 18 条第 1 項の知事の許可を必要としない要件の、 農地の引き渡しを行う期限前の 6 カ月以内に成立した合意解約に該当すること から、本案件については、農地法第 18 条の規定に基づき、賃貸借の解約が成立 していると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 2 号 1～12 番に対する質疑を 許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第 2 号 1～12 番について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第 2 号「賃貸借契約の合意解約通知の 成立状況の確認」1～12 番については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて 13 番を議題といたします。この件については、委員に関する案件であ りますので、農業委員会法第 31 条の規定により、長谷川委員は退席をお願い いたします。
長谷川委員	【退席：午前 9 時 55 分】
議長	それでは事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	13 番、賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○ ■■ 所在、○○番○ 以下 3 筆 記載のとおりでございます。 面積 3 筆合計 31,841 m²。 合意解約成立年月日、令和 8 年 2 月 16 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 2 月 27 日でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 2 号 13 番に対する質疑を許 します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第 2 号 13 番について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第 2 号「賃貸借契約の合意解約通知の 成立状況の確認」13 番については、原案のとおり可決されました。
長谷川委員	【着席：午前 9 時 56 分】
議長	続いて 14～20 番を議題といたします。この件については、委員に関する案件 でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、工藤委員は退席をお願い いたします。
工藤委員	【退席：午前 9 時 57 分】
議長	それでは事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	14 番から 20 番についてまとめて説明いたします。 賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 14 番～20 番にかけて記載の通りです。 所在及び面積、解約年月日、引渡し時期については記載の通りです。 法人化による合意解約になります。 以上で説明を終わります。

議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第2号14～20番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第2号14～20番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第2号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」14～20番については、原案のとおり可決されました。
工藤委員	【着席：午前9時58分】
議長	日程第9 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」1～6番を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書10ページです。 議案第3号 農地法第3条の許可処分規程による許可申請について。 次のとおり農地法第3条の許可申請があったので可否について審議を求める。 令和8年2月27日提出、厚真町農業委員会会長。 1番2番についてまとめて説明します。 1番、土地の表示、所在 ○○-○以下62筆 現況地目 記載の通りです。 地積181,908㎡。 貸主 ○○ ■■■。借主、○○ ■■■。 契約内容につきましては、使用貸借 2番 土地の表示、所在 ○○-○以下3筆 現況地目 記載の通りです。 地積11,851㎡。 貸主 ○○ ■■■。借主、○○ ■■■。 契約内容につきましては、使用貸借 説明資料1ページをお開き下さい 初めに1番について1ページに申請地の位置図。続いて2ページから4ページに地番図、5ページから8ページに写真図でございます。 9ページに農地法3条調査書でございます。表の1番上でございます。 第2項第1号 全部効率要件でございます。 地域の中核農家が法人化したものであり、機械等も十分に保有していることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると見込まれます 表の一番下、第2項第6号 地域調和要件ですが、本件の権利取得により、地域に影響は生じないものと見込まれます。以下他要件にもいずれも該当いたしません。以上のことから、許可相当と判断しております。 続いて9ページをお開きください。2番案件でございます 9ページに位置図、10ページに地番図、11ページに写真図でございます 12ページに農地法3条調査書でございます。表の1番上でございます。 第2項第1号 全部効率要件でございます。 地域の中核農家が法人化したものであり、機械等も十分に保有していることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると見込まれます 表の一番下、第2項第6号 地域調和要件ですが、本件の権利取得により、地域に影響は生じないものと見込まれます。以下他要件にもいずれも該当いたしません。以上のことから、許可相当と判断しております。

事務局(奥井主事)	続いて3～4番をまとめて説明いたします。初めに3番です。 所在 ○○番○地先 地積 773.6 m² 貸主 札幌市 財務省北海道局長 借主 ○○ ■■ 契約内容 賃貸借 借賃○○円 反当○○円でございます。 続いて4番 所在 ○○番地先以下3筆 地積 1862.78 m² 貸主 札幌市 財務省 北海道局長 借主 ○○ ■■ 契約内容 賃貸借 借賃○○円 反当○○円でございます。 こちらの地番の地先ですが、国有地で地番のない、登記されていない土地のため地先と記載しています。 議案書13ページをご覧ください。初めに3番ですが、13ページに位置図。14ページに地番図。15ページに写真図。16ページに農地法3条調査書でございます。
	表の1番上でございます。 第2項第1号 全部効率要件でございます。 借主は地域の中核農家であり、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると見込まれます 表の一番下、第2項第6号 地域調和要件ですが、本件の権利取得により、地域に影響は生じないものと見込まれます。以下他要件にもいずれも該当いたしません。 以上のことから、許可相当と判断しております。 続いて議案書17ページをご覧ください。17ページに位置図。18ページに地番図。19ページに写真図。20ページに農地法3条調査書でございます。 表の1番上でございます。 第2項第1号 全部効率要件でございます。 借主は地域の農業法人であり、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると見込まれます。 表の一番下、第2項第6号 地域調和要件ですが、本件の権利取得により、地域に影響は生じないものと見込まれます。以下他要件にもいずれも該当いたしません。 以上のことから、許可相当と判断しております。 こちらは全て道営龍神第2地区国有地編入申請に伴う賃貸借でございます。 議案書10ページに戻りまして、5番でございます。 所在 ○○ ○○番 地目 畑 地積 10,365 m² 貸主 ○○ ■■ 借主 ○○ ■■ 契約内容 使用貸借でございます。 説明資料21ページでございます。 21ページに位置図、22ページに地番図、23ページに写真図でございます。 24ページに農地法3条調査書でございます。 表の1番上でございます。 第2項第1号 全部効率要件でございます。 農業法人であり、耕作の事業に供すべき農地の農業法人であり、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると見込まれます。 表の一番下、第2項第6号 地域調和要件ですが、本件の権利取得により、地域に影響は生じないものと見込まれます。以下他要件にもいずれも該当いたしません。

	こちらは記載の通り、これまで会社へ賃貸借していましたが、今後は使用貸借を行います。 以上のことから、許可相当と判断しております。 議案書に戻りまして、6 番 所在 ○○番○以下 2 筆 地積 113,760 m² 貸主 ○○ ■■■ 借主 ○○ ■■■ 契約内容は使用貸借でございます。 説明資料 25 ページでございます。25 ページに位置図、26 ページに地番図、27 ページに写真図でございます。28 ページに農地法 3 条調査書でございます。 表の 1 番上でございます。 第 2 項第 1 号 全部効率要件でございます。 借主は貸主の後継者であり経営移譲を受けるため、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると見込まれます 表の一番下、第 2 項第 6 号 地域調和要件ですが、後継者への経営移譲であり、本件の権利取得により、地域に影響は生じないものと見込まれます。以下他要件にもいずれも該当いたしません。 以上のことから、許可相当と判断しております。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 3 号 1～6 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第 3 号 1～6 番について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」1～6 番については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて 7～8 番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、工藤委員は退席をお願いいたします。
工藤委員	【退席：午前 10 時 10 分】
議長	それでは事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	7 番 8 番についてまとめて説明します。 7 番、土地の表示、所在 ○○-○以下 3 筆 現況地目 記載の通りです。 地積 47,089 m²。 貸主 ○○ ■■■。借主 ○○ ■■■。 契約内容につきましては、使用貸借 続いて 8 番 土地の表示、所在 ○○番以下 15 筆 現況地目 記載の通りです。 地積 193,642 m²。 貸主 ○○ ■■■。借主、○○ ■■■。 契約内容につきましては、使用貸借

事務局(奥井主事)	説明資料 29 ページをお開き下さい 初めに 1 番について 29 ページに申請地の位置図。続いて 30 ページから 31 ページに地番図、32 ページから 33 ページに写真図でございます。 34 ページに農地法 3 条調査書でございます。 表の 1 番上でございます。 第 2 項第 1 号 全部効率要件でございます。 地域の中核農家が法人化したものであり、機械等も十分に保有していることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると見込まれます 表の一番下、第 2 項第 6 号 地域調和要件ですが、本件の権利取得により、地域に影響は生じないものと見込まれます。以下他要件にもいずれも該当いたしません。以上のことから、許可相当と判断しております。 続いて 35 ページをお開きください。8 番案件でございます 35 ページに位置図、36～37 ページに地番図、38～39 ページに写真図でございます。40 ページに農地法 3 条調査書でございます。 表の 1 番上でございます。 第 2 項第 1 号 全部効率要件でございます。 地域の中核農家が法人化したものであり、機械等も十分に保有していることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると見込まれます 表の一番下、第 2 項第 6 号 地域調和要件ですが、本件の権利取得により、地域に影響は生じないものと見込まれます。以下他要件にもいずれも該当いたしません。 以上のことから、許可相当と判断しております。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 3 号 7～8 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第 3 号 7～8 番について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」7～8 番については、原案のとおり可決されました。
工藤委員	【着席：午前 10 時 13 分】
議長	日程第 10 議案第 4 号 「厚真町農業振興地域整備計画の変更」についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案第 4 号 厚真町農業振興地域整備計画の変更について 厚農業号をもって厚真町長から農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたので提出いたします。令和 8 年 2 月 27 日提出。厚真町農業委員会会長。 最初に、農業振興地域整備計画につきましては、農業振興地域の制度に関する法律に基づき、市町村が作成する計画となっております。 この計画を変更する場合には、市町村が計画変更案を策定し、農業委員会は、その計画変更案に意見を行うこととされております。 また、市町村は、農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い、北海道の了承を得て、正式に計画変更が行われる流れとなっております。

事務局(奥井主事)	それでは本文に戻ります。 1 番 変更に係る土地 〇〇-〇以下 3 筆 地積 316.82 m² 変更に係る 現況地目記載の通りです。 現在の用途区分 田 変更に係る事業計画 計画者 厚真町長 宮坂尚市朗 事業目的 北部厚真川左岸道路整備 整備計画変更の理由 北部厚真川左岸道路整備事業を行うため除外する。 変更の内容 除外 変更後の用途区分 公衆用道路 説明資料の 41 ページをお開きください。 まず、農業振興地域整備計画とは何かということでございますが 農業振興地域整備計画とは、都道府県知事により農業による発展が求められる 地域に指定された市町村が、おおむね 10 年を見通して、地域農業の発展を図る ために必要な事項を定めたものとなります。 具体的な内容としましては 農用地等として利用すべき土地の区域である農用地区域の設定や 基盤整備事業、生産・集出荷・加工などの施設整備、農業担い手の育成・確保 などについて、その方向や計画などが定められています。 41 ページに 1 番の位置図。 42 ページに厚真町農業振興地域整備計画変更理由書です。 1. 農業振興地域整備計画の変更内容 北部厚真川左岸道路整備事業を行うため除外する。 2. 農用地利用計画の変更内容 変更の詳細な理由でございます。 厚真町～除外する。 除外することを適当とした理由でございますが下段に記載の通りでございます。 43 ページから 50 ページにかけては資料になります。 議案書に戻りまして、2 番から 4 番を合わせて説明いたします。 2 番 変更に係る土地 〇〇-〇 面積 613 m² 現況地目 用途区分はありません。 変更に係る事業計画。計画者 厚真町長 宮坂尚市朗 所有者 〇〇市 ■■ 事業目的 農地利用 整備計画変更の理由でございますが、過去に農業ふれあい広場設置のため、平成 3 年 2 月 4 日に農業振興地域整備計画において農用地から除外したが、当該事業を終了し、平成 23 年頃以降より農地利用しており、今後も継続的に農地利用することから編入を行いためでございます。 変更の内容は編入でございます。 変更後の用途区分 畑 続いて 3 番 変更に係る土地 〇〇-〇以下 2 筆 面積 9176 m² 現況地目 用途区分はありません。 変更に係る事業計画 計画者 〇〇市 ■■ 事業目的 農地利用 整備計画変更の理由ですが、農振農用地の指定を受けていなかったが、平成 16 年頃から畑として耕作し、農地利用を行っている。 今後も、継続的に農地利用をすることから編入を行いためでです。 変更の内容は編入でございます。 変更後の用途区分 畑
-----------	--

事務局(奥井主事)	続いて4番 変更に係る土地 ○○-○以下 2筆 面積 924 m² 現況地目 用途区分はありません。 変更に係る事業計画 計画者 ○○ ■■ 事業目的 農地利用 整備計画変更の理由ですが、農振農用地の指定を受けていなかったが、現状は畑として耕作し、農地利用を行っている。今後も、継続的に農地利用をすることから編入を行いたため 変更の内容は編入でございます。 変更後の用途区分 畑でございます。 説明資料 51 ページです。51 ページから 55 ページにかけて 2 番案件の位置図等になります。 続いて 56 ページから 60 ページにかけて 3 番案件の位置図等になります。 続いて 61 ページから 65 ページにかけて 4 番案件の位置図等になります。 こちらの 3 件は売買を行ったところ、売買を予定しているところについて、編入を行うものになります。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 4 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第 4 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	したがって、議案第 4 号「厚真町農業振興地域整備計画の変更」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 11 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	更新時期ということで、件数が多くなってきております。 つきましては新規案件のみ読み上げさせていただきます。 議案書 13 ページでございます。 1 番 受け手 ○○ ■■ 所有者 ○○ ■■ 設定する土地 ○○-○以下 7 筆記載のとおりでございます。 地積 63,156 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R18. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で 単価○○円でございます。 続いて 3 番 受け手 ○○ ■■ 所有者 ○○ ■■ 設定する土地 ○○番地以下 23 筆記載の通りです。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で 単価○○円でございます。 続いて 所有者 ○○ ■■ 設定する土地 ○○番地以下 2 筆記載の通りです。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で 単価○○円でございます。 続いて 4 番 受け手 ■■ 受け手については所有者側の 5 番～13 番にかけて、 設定する土地 についてはそれぞれ記載の通りです。

	存続期間は全て R8. 4. 1～R12. 12. 31 まででございます。 借賃 単価はそれぞれ記載の通りでございます。 続いて 5 番 受け手 ■■■ 所有者 札幌市 北海道農業公社 設定する土地 ○○番地以下 21 筆記載の通りです。 設定する内容 存続期間 R8. 3. 23～R11. 7. 30 まででございます。 借賃 ○○円でございます。 続いて 7 番 受け手 ○○ ■■■ 所有者 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○番地○以下 2 筆記載の通りです。 地積 37,244 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R9. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円でございます。単価○○円でございます。 議案書 11 ページでございます。 訂正がございます。受け手と出し手について 正しくは受け手が■■■さん。出し手が■■■さんでございます。申し訳ございませんが訂正お願いいたします。 続いて 11 番 受け手 ○○ ■■■ 所有者 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○番地○以下 5 筆記載の通りです。 地積 20,247 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R9. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円でございます。単価○○円でございます。 続いて 15 番 受け手 ○○ ■■■ 所有者 ○○市 ■■■ 設定する土地 ○○番地○記載の通りです。 地積 26,959 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R11. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円でございます。単価○○円でございます。 続いて 24 番 受け手 ○○ ■■■ 所有者 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○番地○以下 2 筆記載の通りです。 地積 11,637 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R18. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円でございます。単価○○円でございます。 続いて 25 番 受け手 ○○ ■■■ 所有者 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○番○ 記載の通りです。 地積 19,505 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R11. 4. 1 まででございます。 借賃 ○○円。単価○○円でございます。
--	--

	続いて 26 番 受け手 ○○ ■■ 所有者 ○○ ■■ 設定する土地 ○○番○以下 2 筆 記載の通りです。 地積 5,000 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円。単価○○円でございます。 続いて 27 番 受け手 ○○ ■■ 所有者 ○○ ■■ 設定する土地 ○○番○以下 4 筆 記載の通りです。 地積 14,425 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R11. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円。単価 田○○円 畑○○円でございます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 新規設定がありますので、地区担当委員の意見を求めます。賃貸借関係 1 番を高橋職務代理お願いいたします。
高橋職務代理	■■さんが高齢と体調不良により営農を断念したいということで、今まで困っていた時に■■さんを頼りに営農をしていました。 地震の影響で一部助成金をもらって建物を建てたということで我慢して営農していましたが、解除になったということで今回の動きになりました。
議長	ありがとうございます。続いて、3～5 番を早坂委員お願いいたします。
早坂委員	■■さんが耕作していましたが、高齢と体調不良のために営農が出来ないということで、○○農事組合で話し合っていたそうです。 最初は全部■■さんが耕作する話だったようなのですが、水系の関係で、一部■■さんが耕作した方が効率が良いのではないかということで、6 番の■■さんと■■さんの 2 つに分かれるような形になっています。 ■■さんの案件に関しては、法人化にともなう契約の更新ということで、一部公社との契約がありますが、1500 万円の控除の賃貸借になります。
議長	ありがとうございます。続いて 7 番を米澤委員お願いいたします。
米澤委員	■■さんと■■さんの案件ですが、先程議案第 2 号の 5 ページの 1 番で■■さんと■■さん合意解約がありました。 この理由としましては、20 年 30 年近く賃貸を結んでいましたが、■■さん曰く農地の管理が出来ていない、農地の扱いが悪いことなどを理由に長年の不満がつのりまして、今回の賃貸の契約の終了時に、貸せないと返事を頂きました。 小谷会長にもご足労いただいて、売買はどうですかという話をしましたけれど、それも出来ないということで、なんとかこの農地は周りが 180 度■■さんが耕作しているため、なんとかしたかったですけれども、地主さんの了承を得られなかったということで、○○で耕作している■■さんをお願いしたところ快く引き受けてくれましたので、お願いいたします。
議長	ありがとうございます。続いて 11 番につきましては、私から説明いたします。
小谷会長	■■さんから耕作したいなら賃貸するというような話があったそうですので、お願いいたします。
議長	続いて 15 番を藤本委員お願いいたします。
藤本委員	■■さんは元々、○○の■■さんの土地です。 それまでは○○の■■さんが牧草地として耕作していましたが、先程話したと

	おり、規模縮小していききたいということで、誰かにお願いしたいということで、〇〇農事組合で話し合った結果、■■さんが耕作することになりましたので、よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。続いて 24 番を中島広幸委員お願いいたします。
中島広幸委員	これまで■■さんが■■さんがに耕作して欲しいということで、■■さんが耕作していましたが、〇〇の橋の下にある農地で通うにも遠いということで、5 年間は耕作しましたが、その前に耕作していた■■さんがもう一度耕作したいということでしたので、よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。続いて 25～26 番を澤田委員お願いいたします。
澤田委員	■■さんが健全な頃はきちんと耕作されていたんですが、脳梗塞かなにかで体調を崩してから、ほとんど仕事が出来ないなかで、 娘さんのところにお婿さんが入ったんですが、土木の仕事をメインにしています、ほとんど圃場に出られない中で、土日だけの農家ですけれども、どの圃場を見ても草がひどいような状況でした。 それで今回、■■さんの家は■■さんのほとんど真向かいにあり、賃貸の話が進んで今回の賃貸に至りました。 もう一つですが、■■さんが去年かおとし急死しまして、奥さんへ相続されました。 これまでも■■さんが賃貸していましたが、残りの畑も賃貸することになりましたのでお願いいたします。
議長	ありがとうございます。続いて 27 番を岡嶋委員お願いいたします。
岡嶋委員	新規賃貸借について説明させていただきます。 ■■さんは認定新規就農者として約 5 反の施設イチゴ栽培としてスタートしました。家族経営で順調に営農を進めています。 まず初めに田について、今回の契約更新の時期に地域の営農改善組合の方にこの先の耕作の相談があり、隣地で耕作されている■■さんを含め話し合いが進みました。 対象の圃場について現在、転作田として作付されており、認定計画書の方でも自身で露地栽培、特に南瓜を栽培する計画を立てておりまして、賃貸借をして前向きに取り組みたいということで、今回の契約に至りました。 単価については、前回の契約が下田ということで契約しており、同様の契約で進めることについて合意されました。 賦課金などの立替っている部分を支払うということで、この表記になっています。 また畑について、地主さんの■■さんが、ハスカップを定植されている圃場ということです。 数年前から今回の受け手である■■さんが、家族ぐるみで■■さんの手伝いをしながら栽培の管理を教わっていたようです。 今回出し手である■■さんのほうから賃貸借をしたいという申出があり、■■さんが借りる方向で話し合いが進んでいます。 単価については地域の畑の相場を参考にして話し合われ、この単価となっています。 続いて 30 番の■■さんと■■さんの件ですが、■■さんは今回の受け手である、■■さんの方に作業委託をお願いしながら、水稻の出荷をしていました。 ですが、体調的なものも含めて出荷をやめるようです。 地域内の話し合いの結果、作業委託をされていた■■さんが、賃貸借をする運びになりました。 単価については、本流の上田から賦課金の立替分を差引いた価格になっています。

	す。 よろしく願いいたします。
	ありがとうございます。それでは、議案第 4 号 賃貸借関係 1 番～38 番に対する質疑を許します。何かございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	それでは、議案第 5 号 1 番～38 番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案 1 番～38 番については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて、賃貸借関係 39 番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、高橋職務代理は退席をお願いいたします。
高橋職務代理	【退席：午前 10 時 43 分】
議長	それでは事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 20 ページ 39 番 受け手 ○○ ■■■ 所有者 ○○市 ■■■ 設定する土地 ○○番○以下 4 筆 記載の通りです。 地積 14,964 m ² でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円。単価○○円でございます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 4 号 39 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	それでは、議案第 4 号 39 番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案 39 番については、原案のとおり可決されました。
高橋職務代理	【着席：午前 10 時 45 分】
議長	続いて、賃貸借関係 40 番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、工藤委員は退席をお願いいたします。
工藤委員	【退席：午前 10 時 46 分】
議長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	議案書 20 ページ 40 番 受け手 ○○ ■■■ 所有者 所有者側 48 番から 52 番にかけて記載の通りです。 設定する土地 地積についてもそれぞれ記載の通りでございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R13. 3. 31 まででございます。 借賃及び単価につきましても記載の通りとなっています。新規案件でございます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 新規設定がありますので、地区担当委員の意見を求めます。賃貸借関係 40

	番を岡嶋委員お願いいたします。
岡嶋委員	■■■の新規案件について説明いたします。 今まで■■■さんは、個人事業主として営農されていましたが、この度、■■■として法人を設立されました。 今までの契約を、法人として同様の契約で再契約された流れのようです。 今回新たに契約された件につきまして説明いたします。 48 番になりますが、出し手■■■さんとの契約について、■■■さんは体調が思わしくなく、家周りの畑も借りていただきたいという申出がありました。 地域内で話しあった結果、他の圃場も借りていただいている、■■■さんの方に相談があり、同様の契約で借りる話し合いになったようです。 また、出し手■■■さんの契約について、■■■さんは〇〇で営農をされている方で、年前から■■■さんの方から高齢のため、規模縮小の申出があり、〇〇の営農改善の方で話し合っておりましたが、今回の圃場について〇〇内で手を挙げる方がおらず、〇〇地番であることから、地元の方で話し合っていました。 近くで耕作されている■■■さんが借りるということで、まとまられたようです。 その後、〇〇営農改善組合の方で■■■さん■■■さんを含めた利用調整の話し合いが行われ、1 圃場で 11ha と作業効率も良く、耕作面積契約で上畑という話し合いが行われましたので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。これより、議案第 5 号 40 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第 5 号 40 番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案 40 番については、原案のとおり可決されました。
工藤委員	【着席：午前 10 時 49 分】
議長	続いて、賃貸借関係 41～43 番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、岡嶋委員は退席をお願いいたします。
岡嶋委員	【退席：午前 10 時 49 分】
議長	それでは事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	続いて 41 番 受け手 〇〇 ■■■ 所有者 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番〇以下 6 筆記載の通りです。 地積 31,995 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R18. 3. 31 まででございます。 借賃 〇〇円でございます。単価〇〇円でございます。 続いて 42 番 受け手 〇〇 ■■■ 所有者 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番〇以下 3 筆記載の通りです。 地積 13,863 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R18. 3. 31 まででございます。 借賃 〇〇円でございます。単価〇〇円でございます。

	続いて 43 番 受け手 ○○ ■■ 所有者 ○○ ■■ 設定する土地 ○○番○ 記載の通りです。 地積 15,889 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R18. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円。単価○○円でございます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 5 号 41～43 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	それでは、議案第 5 号 41～43 番ついて起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、それでは、議案第 5 号 41～43 番ついて起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 12 「農地移動適正化あっせん委員の指名」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	本日配布しています、農地移動適正化あっせん委員の指名をご覧ください 本日までに 1 件の申し出がございます。 申出者 鹿沼 ■■ 申出の種類 売買 申出日 令和 8 年 2 月 6 日 申出地 所在 ○○番○1 以下 3 筆 地目畑及び田 地積 3 筆合計 31,841 m²でございます。 2 枚目に位置図。3 枚目に地番図、4 枚目に写真図でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 お諮りいたします。あっせん委員を議長より指名することについて、ご異議ございませんか
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、あっせん委員を指名いたします。 ○○ ■■さん の申し出地につきましては、工藤委員、斉藤委員、岡嶋委員を指名いたします。 なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に上田委員を指名いたします。 指名された委員につきましては、よろしくお願いいたします。
議長	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和 7 年度第 10 回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 【午前 10 時 53 分閉会】

※以上の顚末を証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員
